

カンボジアにおける判決等調査報告書（2019年）（1）

JICA長期派遣専門家
弁護士 篠田陽一郎

1 はじめに

国際協力機構（JICA）は、カンボジア司法省をカウンターパートとして、2017年4月1日から2022年3月31日まで、「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」（以下「LJDP」という。）を実施している。プロジェクト目標は、「民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務が行われるための基盤が整備される」ことであり、以下の3つの成果が期待されている¹。

- 成果1：主要民事関連法令が整備される。
- 成果2：民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例が整備される。
- 成果3：判決の質を改善するために、判決公開の手続が整備され、判決の公開が開始される。

これらの目標及び成果を達成するため、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトでは、司法省職員、裁判官、検察官、裁判所書記官、弁護士、大学教員らをメンバーとする主要民事関連法令起草WG、民事裁判書式作成WG及び判決書公開WGなどを設置し、活動を行なっている。

本稿では、これまでの判決書公開WGの活動で検討した裁判例をもとに、カンボジアの民事事件の判決書にはどのような内容が記載されているのかを紹介するとともに、カンボジアの判決などで多く見受けられる問題について、事件類型別の問題点及び全体的な問題点を明らかにした後、今後の我が国のカンボジアに対する法整備支援及び法学教育支援活動に対する考えを述べたい。

なお、カンボジアの裁判に関する調査としては、2011年の神木篤弁護士による「カンボジアにおける判決調査報告書」²（以下、「2011年報告書」という。）がすでに存在する。これは、カンボジアで民法が適用される前の判決書を収集し、調査したものである。2011年報告書については、本稿と比較してご覧いただくことによって、カンボジアの法曹の悩みをより深く理解でき、かつ、今後の法整備支援及び法学教育支援活動において何をすべきなのかについて、より深く検討することができると思われる。

¹ 民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト概要については、JICAのウェブサイト < <https://www.jica.go.jp/project/cambodia/025/outline/index.html> > を参照されたい。

² 神木篤「カンボジアにおける判決調査報告書」（2011年3月8日） < <http://www.moj.go.jp/content/000073282.pdf> >

2 カンボジアの民事判決書の記載事項

(1) 必要的記載事項

民事訴訟法³ 189条1項は、判決書の必要的記載事項を規定し、その内容は日本民事訴訟法253条1項とほぼ同様の内容である。

(2) 判決書の実際の記載項目

カンボジアの判決書のほとんどは、民事訴訟法189条1項に従い、図1及び以下のとおり記載されている⁴。

判決書の記載項目としては、①事件の表示⁵、②表題⁶、③口頭弁論期日の表示、④裁判所の表示⁷、⑤当事者などの表示⁸、⑥事実及び争点（(ア)原告が求める判決の内容、(イ)事実及び争点）、⑦理由、⑧主文、⑨判決をした裁判官の署名などがある。

³ 民事訴訟法については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）カンボジアのウェブサイト<http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html>に掲載されている日本語訳を参照した。なお、民法、民法の適用に関する法律、人事訴訟法、制限利率に関する司法省令も同様である。

⁴ カンボジアの判決書の詳細については、2011年報告書に添付されている判決書（日本語訳）を参照されたい。

⁵ 判決書の左上に、事件の種類（民事事件、刑事事件など）、事件番号、訴え提起日、判決番号、判決言渡し日が記載されている。

⁶ 最高裁判所又は控訴裁判所の判決（សាលដីកា）、始審裁判所の判決（សាលត្រីម）、決定（ដីកាសម្រេច）など裁判の種類に応じた表示であるが、記載されていない例もある。

⁷ 判決をした裁判所の表示である。担当裁判官及び書記官が記載される。

⁸ 当事者などを特定する事項の記載である。民事訴訟法189条1項は、当事者などの氏名（名称）及び住所を必要的記載事項としているが、当事者を特定する情報として、氏名（名称）及び住所以外に、性別、生年月日、職業、身分証明書の番号などを記載しているケースが多い。

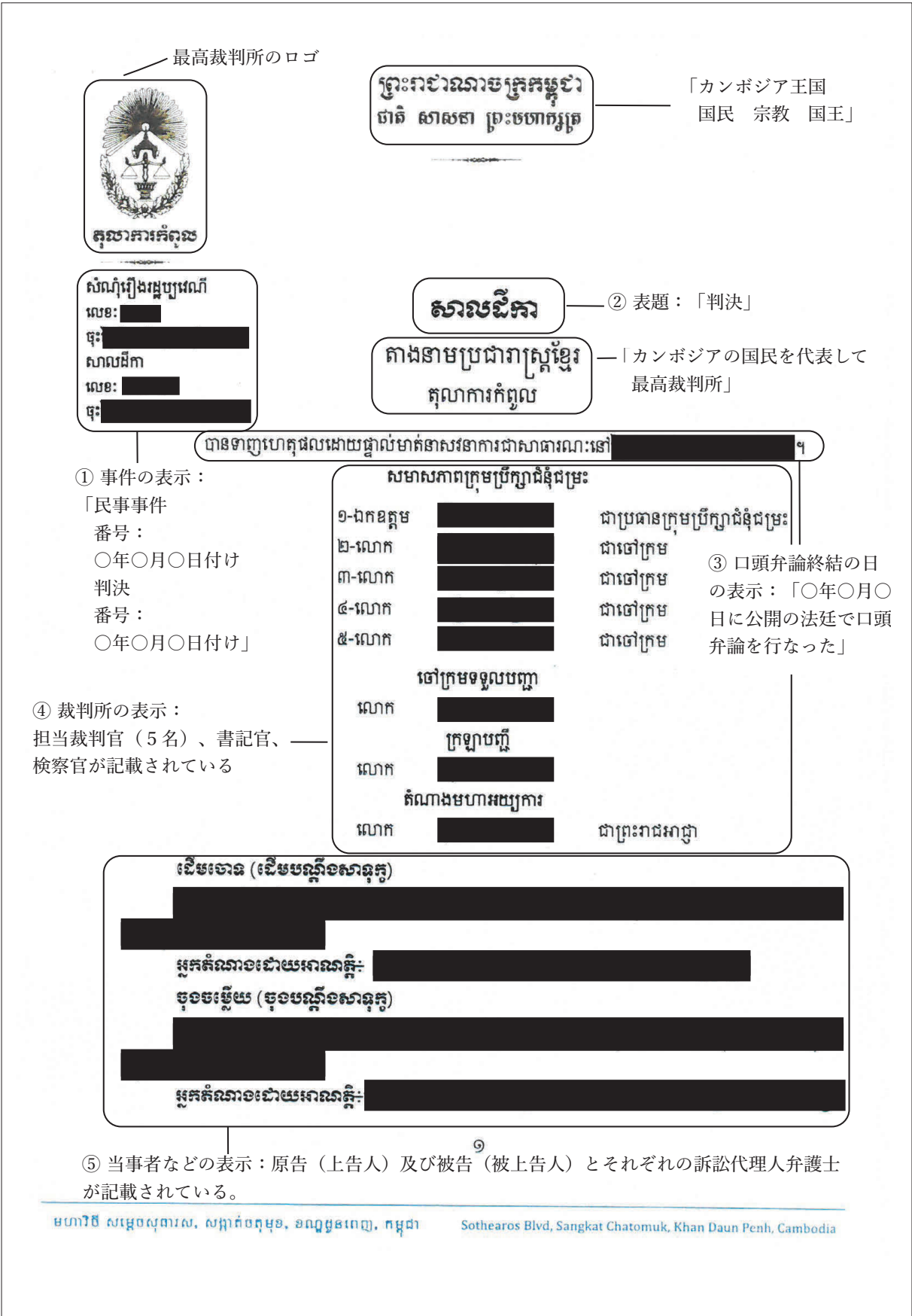


図1：カンボジアの判決書の例（1項目のみ）

3 カンボジア民事裁判書に関する問題点（事件類型別）

（1）総論

まず、カンボジアの始審裁判所において受理件数が多い離婚事件と貸金返還請求事件について⁹、事件類型ごとに問題となっている点について、説明をしていきたい。なお、現在までに判決書公開WGに送られてくる事件の大部分は、この2つの事件類型のものであった。

（2）離婚事件

ア 検討した事件

離婚事件のうち、離婚の訴えに対する判決は、

- ① プノンペン始審裁判所2016年11月25日判決・民事事件857号
 - ② プノンペン始審裁判所2017年8月10日判決・民事事件1915号
 - ③ プノンペン始審裁判所2017年8月21日判決・民事事件1804号
- があり、合意離婚の申立てに対する決定は、
- ④ シアヌークビル始審裁判所2017年5月23日決定・民事事件30号
- があり、婚姻届を提出していない事実上の夫婦の関係解消等請求の訴えに対する判決として、
- ⑤ プレイベン始審裁判所2017年8月2日判決・民事事件187号
 - ⑥ シアヌークビル始審裁判所2016年10月11日判決・民事事件19号
 - ⑦ プノンペン始審裁判所2017年6月23日判決・民事事件1611号
 - ⑧ プノンペン始審裁判所2017年8月29日判決・民事事件3523号
- がある。

カンボジアでは、離婚について、離婚の訴え（民法978及び982条）と合意離婚（民法979条）という2つの仕組みがある。いずれも裁判所の裁判が必要であり、離婚の訴えは人事訴訟で「離婚原因」の有無が判断され、合意離婚は民事非訴訟事件手続で当事者双方の離婚意思が確認される。なお、夫婦の双方が離婚する意思を有しているものの、子どもの親権及び養育費、財産分割などで合意できない場合は、離婚の訴えを提起するのがカンボジアの裁判実務となっている。

イ 離婚に関する判断

WGで検討した3件の離婚の訴えのうち2件は、実質的な争点は、離婚そのものではなく、子どもの親権及び養育費、財産分割などであるというケースであった。

例えば、②事件は、離婚の訴えであり、原告（夫）と被告（妻）は、離婚すること、2人の子どもの親権者を被告とすること、財産分割の内容のいずれにも異論はないものの、子どもの扶養料について、原告は毎月200ドル（2人分）で被告と合意したと主張し、被告は1万2000ドルの一括払いを主張した事件である。裁判所は、判決書の争点において「被告は、子ども2人分の月200ドル（2人分）の扶養請求権

⁹ 内山淳・篠田陽一郎・前田優太「カンボジア現地調査報告（第2回）～全国の始審裁判所の実情について～」法律のひろば・72巻・2号（2019年2月）46及び47頁。

を有するか?¹⁰」とのみ記載している。そして、離婚の判断については、原告と被告がともに離婚について同意していることを述べている。

そして、③事件も、離婚の訴えで、原告（夫）は、被告（妻）との離婚、3人の子どもの親権、夫婦の財産及び債務の分割を求めた事件である。その後、訴訟手続の中で、被告と原告は、離婚、親権者（被告）、財産分割の合意に至った。そのため、裁判所は、判決書において「争点:なし¹¹」と記載し、離婚に関する判断では、原告と被告がともに離婚について同意している旨を指摘し、かつ、主文でも「原告は、両当事者の合意に従って、妻である被告と離婚せよ¹²」と述べている。

③事件のように訴え提起時は当事者間で離婚について争いがあったものの訴訟手続の中で離婚の合意ができた場合、また、②事件のように訴え提起時から離婚すること自体には争いがない場合でも、裁判所は、離婚の訴えに対する判決で離婚を認めている。しかし、本来、離婚の訴えである以上、離婚するためには、離婚原因が必要なはずである（民法978条）。この点、民法適用以前の婚姻家族法では、裁判所が合意による離婚について判決を出す手続を定めており¹³、実際にそのようなケースが多かった模様である¹⁴。このことから、②及び③事件のようなケースにおいて、裁判所が当事者の離婚意思の合致を認定して判決で離婚を認めることは、結論として異論はないが、民法の規定に沿った説明が必要なのではないだろうか¹⁵。

ウ 子の監護に関する処分（養育費、面会交流）に関する判断

子の監護に関する処分のうち養育費に関する判断でまず問題と思われるのは、主文に「父親である被告は、経済状況に応じて子の扶養料を支払え¹⁶」（①事件）などとい

¹⁰ 原文では“តើចុងចម្លើយមានសិទ្ធិទាមទារអារាមកាក្នុងកិច្ចចិញ្ចឹមកូន ០២ នាក់ មាន A និង B ក្នុងមួយខែចំនួន ២០០ (ពីររយ) ដុល្លារអាមេរិក ពីភាគីដើមបានបានដែរឬទេ?” (子どもの名前をA及びBとした) と記載されている。

¹¹ 原文では“ចំណុចរិះគន្លោះ” と記載されている。

¹² 原文では“ឱ្យដើមចោទ X លែងលះពីចុងចម្លើយ Y ជាប្រពន្ធ តាមការព្រមព្រៀងរបស់គូភាគី” (原告の名前をXとし、被告の名前をYとした) と記載されている。

¹³ 婚姻家族法40条（合意による離婚）:夫婦は、相互の合意に基づいて離婚に同意することができる。同58条（双方当事者からの合意による離婚の申立て）:夫婦双方の同意に基づいて申請された離婚事件においては、人民裁判所は、調査の後、その離婚の申請が自発的なものであって強制に基づくものではないと判明した場合には、離婚を認めることができる。

なお、これらの規定も含め婚姻家族法の大部分は、民法適用によって効力を失っている（民法の適用に関する法律78条）。

¹⁴ 2011年報告書（7頁）。

¹⁵ ③事件のように訴え提起時は離婚の点にも争いがあったものの訴訟手続の中で合意ができた場合、当事者は、どうすれば良いのであろうか。カンボジア人事訴訟法は、裁判上の和解の規定は適用されないため（人事訴訟法13条2項）、和解で離婚をすることもできない。かといって、当事者に離婚の訴えを取り下げさせ、合意離婚の申立てを行わせるのも迂遠である。そうなると、裁判所が、当事者の離婚意思の合致を認定し、離婚意思の合致の事実をもって「その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき」（民法978条1項5号）の離婚原因を認める可能性もあるように思われる。または、離婚の訴えにおいて、合意離婚の決定（民法979条）は決定手続で出せるのだから、判決手続でも当然に合意離婚の判決を出せるはずであるという解釈もあり得る。②及び③事件の裁判所は、このような検討をしているのかもしれないが、判決書からは何も明らかではない。

¹⁶ 原文では“ឱ្យចុងចម្លើយ Y ជាឪពុកផ្តល់អារាមកាក្នុងកិច្ចចិញ្ចឹមកូនតាមលទ្ធភាព” (被告の名前をYとした) と記載されている。

う記載が多々見受けられる点である。③、⑤及び⑧事件も、①事件と同様に「経済状況に応じて」(តាមលទ្ធភាព) という記載をしている。なお、①から⑧までの事件で、具体的な金額を示していたのは、子どもの扶養料が争点となっていた②事件のみであった。これでは、具体的な金額が確定されておらず、強制執行をすることができない¹⁷。

また、養育費については、養育費のことを述べているのか、扶養料のことを述べているのか不明な判決も存在する。①、②、⑤及び⑧事件は、子を養うための扶養(អាហារភាគពូកិច្ចចិញ្ចឹមកូន)という言葉を使っており、③事件は養育費(សេហ៊ុយចិញ្ចឹមបីបាច់កូន)という言葉を使っている。いずれも離婚の際の養育費を問題にしているのであるから、③事件のように養育費(សេហ៊ុយចិញ្ចឹមបីបាច់កូន)を使用するべきである。2011年に民法が適用されてから久しいが、未だ条文で用いられている用語の概念が混乱して用いられていたり、条文に使われていない用語が判決書で用いられていたりする¹⁸。

そして、養育費と面会交流に共通する問題としては、離婚訴訟において、当事者が求めているにも関わらず養育費と面会交流について主文で述べるという問題が存在する。例えば、①事件は、養育費について「父親である被告は、経済状況に応じて子の扶養料を支払え¹⁹」、面会交流について「父親であり子の親権者ではない親である被告は、子どもと面会交流する権利を有し、母親であり子の親権者である原告は、他当事者の面会交流に協力しなければならない²⁰」と主文で述べているものの、原告が養育費又は扶養料について請求した事実及び被告が面会交流の申立てをした事実の記載はない。⑧事件も、裁判所は扶養料について「被告は、原告に対し、経済状況に応じて3人の子どもが成年に達するまで扶養料を支払え²¹」と、また面会交流について「被告は、子どもたちと面会交流する権利を有し、原告はそれに協力する必要がある²²」と主文で判示しているが、当事者がそれらを申立てた事実の記載はない。それ以外にも、「親権者でなくなる当事者は、民法1040ないし1042条に規定されている子の監護に関する権利及び義務を有する²³」(⑤及び⑥事件)、「親権者でなくな

¹⁷ 2011年報告書(7頁)も同様の問題を指摘している。
¹⁸ 2011年報告書(7頁)も同様の問題を指摘している。ただし、2011年報告書で指摘されていた「親権」と「監護権」の混同は、今回の判決書では見当たらず、いずれも親権について述べる場合は、「親権」(អំណាចមេបា)の用語を正しく使用していた。
¹⁹ 原文では“ឲ្យចុងចម្លើយ Y ជាឪពុកផ្តល់អាហារភាគពូកិច្ចចិញ្ចឹមកូនតាមលទ្ធភាព”(被告の名前をYとした)と記載されている。
²⁰ 原文では“ចុងចម្លើយ Y ជាឪពុកដែលពុំមានសិទ្ធិអំណាចមេបាលើកូន មានសិទ្ធិទាក់ទងសួរសុខទុក្ខចូលជួប និង ប្រាស្រ័យទាក់ទងជាមួយកូនបាន ហើយដើមបោទ X ជាម្តាយដែលមានសិទ្ធិអំណាចមេបាលើកូន ត្រូវបង្កលក្ខណៈងាយស្រួលគ្រប់បែបយ៉ាងដល់ភាគីម្ខាងទៀត”(被告の名前をY, 原告の名前をXとした)と記載されている。
²¹ 原文では“បង្គាប់ឲ្យចុងចម្លើយ Y បង់អាហារភាគពូកិច្ចចិញ្ចឹមកូនទាំងបីនាក់នេះតាមលទ្ធភាពរបស់ខ្លួនមានទៅឲ្យដើមបោទ X រហូតដល់កូនមានវ័យនីតិភាព”(被告の名前をY, 原告の名前をXとした)と記載されている。
²² 原文では“ចុងចម្លើយមានសិទ្ធិចូលជួបសួរសុខទុក និងប្រាស្រ័យទាក់ទងជាមួយកូនបានគ្រប់ពេលវេលា ហើយ ដើមបោទត្រូវសម្រួលឲ្យបានល្អដល់កិច្ចការនេះ”(被告の名前をY, 原告の名前をXとした)と記載されている。
²³ 原文では“ភាគីដែលមិនមានសិទ្ធិអំណាចមេបា មានសិទ្ធិ និងករណីកិច្ចប្រាស្រ័យទាក់ទងជាមួយកូនបាន ដូចមានបញ្ញត្តិក្នុងមាត្រា ១០៤០ ដល់មាត្រា ១០៤២ នៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី”(被告の名前をY, 原告の名前をXとした)と記載されている。

る当事者は、子と面会交流する権利を有し、民法1034、1037及び1040条に基づき、親権者となる当事者は、面会交流に協力しなければならない²⁴」(②事件)、「親権者でなくなる当事者は、子と面会交流する権利を有し、親権者となる当事者Yは、父親Xの面会交流に協力しなければならない²⁵」(③事件)との記載があるものの、いずれの事件も面会交流の申立てがあったという事実の記載はない。

これは、当事者が申し立てていない事項について、裁判所が判断しているため、処分権主義(民事訴訟法182条2項)に反すると言わざるを得ない²⁶。また、そもそも裁判所が、このように民法の条文で規定されている一般的な事柄を主文において述べる必要があるのか疑問である。

エ 財産分割に関する判断

財産分割において、カンボジアで問題となっているのは、夫婦の連帯債務の分割に関する問題である。つまり、財産分割の内容として、夫婦の連帯債務の全部又は一部を相手方に負担させることができるのかという問題である。

例えば、③事件は、自宅と土地を購入するために銀行から原告と被告が連帯して借りた8万2000ドルとその他の夫婦の連帯債務の3万ドルの帰趨について、自宅購入資金の8万2000ドルのうち2万5200ドルとその他の債務3万ドルについて原告(夫)が負担するという合意が訴訟係属中に成立した事案であり、裁判所も当事者の合意のとおり主文に記載した。また、⑥事件も、原告と被告の銀行に対する債務7万5000ドルについて、原告(女性)が負担する旨を主文に記載している。⑧事件も、原告と被告の銀行に対する債務1万3000ドルを被告(男性)が負担する旨を記載している。これに対し、まず、財産分割において夫婦の連帯債務についても判断できるのかという問題が生じる。

この点は、民法980条(財産分割)の解釈の問題である。しかし、仮に、当事者の一方に債務を負担させるような財産分割を命じる裁判が行われたとしても、裁判の当事者ではない債権者の利益を害するような財産分割はできないと考えられるから、併存的(重複的)債務引受けまたは履行の引受けができるのみと考えるべきである²⁷。

²⁴ 原文では“ភាគីដែលពុំមានសិទ្ធិអំណាចមេបា មានសិទ្ធិសួរសុខទុក្ខ ជួបប្រាស្រ័យទាក់ទងកូន បានគ្រប់ពេលវេលាហើយភាគីដែលមានសិទ្ធិអំណាចមេបា ត្រូវបង្កលក្ខណៈងាយស្រួលដល់ភាគីម្ខាងទៀត ផ្អែកតាមមាត្រា ១០៣៤, ១០២៧, ១០៤០ នៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី។”と記載されている。

²⁵ 原文では“ភាគីដែលពុំមានសិទ្ធិអំណាចមេបាមានសិទ្ធិចូលរួម និងប្រាស្រ័យទាក់ទងកូនបាន ហើយភាគីដែលមានសិទ្ធិអំណាចមេបា Y ត្រូវបង្កលក្ខណៈងាយស្រួលដល់ភាគីឪពុក X នៅពេលទៅសួរសុខទុក្ខកូន។”(被告に名前をY、原告の名前をXとした)と記載されている。

²⁶ この点について、人事訴訟法22条3項は、「第1項及び第2項の裁判については、民事訴訟法182条(判決事項)第2項の規定は適用されない」と定めており、カンボジアの裁判官の中には、この規定があり、かつ、養育費及び面会交流を判断することは、子の福祉に適うことから、当事者の申立てがなくても判断できると主張する者もいる。しかし、人事訴訟法22条1項は、一方で親権者の指定については裁判所の職権とし、他方で子の監護に関する処分については、「当事者の申立てがあったときは」と定めている。このことから、裁判所が当事者の申立てがないにも関わらず、子の監護に関する処分を判断することは、処分権主義に反するものと考えられる。

²⁷ 秋武憲一・岡健太郎編著『離婚調停・離婚訴訟〔改訂版〕(リーガル・プログレッシブ・シリーズ)』(青林書院、2013年12月)184及び185頁。

しかし、カンボジアでは、判決書や決定書で債務の帰属を決していることを理由に、それは債権者に対しても対抗できるという意見があり、問題となっている。これは裁判書そのものの問題ではないが、裁判官の中にも上記のように考えている者もいるようであり、民法の債務引受けなどの理解及び民事訴訟法の原則（民事訴訟法198条など）に対する不理解が根底にある。

オ 婚姻届を提出していない事実上の夫婦の場合

カンボジアでは、伝統的に結婚式などのセレモニーが重視されてきたため、実質的な夫婦生活を送っているにも関わらず、法律上の届出を行っていないケースが多々存在する²⁸。そして、このような事実上の夫婦が別れる場合、離婚手続を経る必要があるのであろうか。カンボジアの裁判例の中にも、判決で事実上の婚姻関係の終了を宣言するもの²⁹(⑤及び⑥事件)、事実上の婚姻関係の終了に関する請求を棄却(គ្រាន់តែល)するもの(⑦事件)、事実上の婚姻関係終了に関する請求を却下(លើកតែល)するもの(⑧事件)など対応は様々である。この点については、裁判例を積み重ねるとともに、それらを公開し、カンボジア法律家の議論によって対応を決すべき問題と思われる。

なお、⑥ないし⑧事件のいずれも、財産分割に関する判断を主文で示しており、カンボジアの多くの裁判官は、婚姻届を出していない事実上の夫婦の場合でも、財産分割(民法980条)の規定が類推適用されると考えている模様である³⁰。

	事件の種類	離婚事由	養育費		子の監護	財産分割
①	離婚訴訟	5年間の別居	経済状況に応じて	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断あり
②	離婚訴訟	合意	月200ドル(2人分)	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断なし
③	離婚訴訟	合意	経済状況に応じて	養育費	申立てなし→判断あり	夫婦の連帯債務の分割
④	合意離婚		判断なし	判断なし	申立・判断なし	判断あり
⑤	事実上の婚姻解消→認容		経済状況に応じて	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断なし
⑥	事実上の婚姻解消→認容		判断なし	判断なし	申立てなし→判断あり	判断あり、夫婦の連帯債務
⑦	事実上の婚姻解消→棄却		判断なし	判断なし	判断なし	判断あり
⑧	事実上の婚姻解消→却下		経済状況に応じて	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断あり、夫婦の連帯債務

表1：離婚請求事件まとめ

(3) 貸金返還請求事件

ア 検討した事件

貸金返還請求事件としては、

⑨ プノンペン始審裁判所2017年6月28日判決・民事事件107号

²⁸ 松尾弘『カンボジア王国の司法アクセスの状況に関する調査研究』報告書(2013年3月8日) 28頁<<http://www.moj.go.jp/content/000109914.pdf>>

²⁹ 原文では“ប្រកាសឲ្យដើមទោន X ផ្តាច់សមត្ថកិច្ចសង្គមពីគ្នាជាប្តីប្រពន្ធជាមួយចុងចង្ហើយ Y ចាប់ពីពេលនេះតទៅ”(原告の名前をX、被告の名前をYとした)と記載されている。

³⁰ この点について、事実上の夫婦の関係解消の場合に、何故、離婚の際の財産分割の規定が類推適用できるのかについて、理由を述べている事例は存在しなかった。

- ⑩ プノンペン始審裁判所 2016 年 4 月 26 日 欠席判決・民事事件 314 号
 - ⑪ バンテアイミエンチェイ始審裁判所 2015 年 9 月 29 日 判決・民事事件 347 号
 - ⑫ バンテアイミエンチェイ始審裁判所 2015 年 5 月 2 日 判決・民事事件 134 号
 - ⑬ シアヌークビル始審裁判所 2017 年 5 月 25 日 判決・民事事件 45 号
 - ⑭ プノンペン始審裁判所 2017 年 8 月 28 日 判決・民事事件 3480 号
- がある。

イ 利息，遅延損害金に関する問題

カンボジアの貸金返還請求事件の特徴の一つとして，利息及び遅延損害金の概念が正しく理解されておらず，その計算も不適切であるという問題がある。

例えば，⑫事件は，主文において「被告らは，原告に対し，50 万ドルに対する年 5 パーセントの利息を 2011 年 10 月 4 日から支払済みまで支払え³¹」と述べているが，元本を請求している以上，弁済期がすでに経過しているはずであるにも関わらず，利息（កាប្រាក់）の支払いを認めている³²。なお，遅延損害金について，⑩事件は「罰金」（ប្រាក់ពិន័យ）という用語を用い³³，⑭事件では「期限を過ぎた借金の利息」（កាប្រាក់កម្ចីសម្រាប់ហួសកាលកំណត់）という用語を使用しており，民法及び民法の適用に関する法律が使用する「遅延利息」（កាប្រាក់នៃការយឺតយ៉ាវ），「遅延損害金」（ប្រាក់សំណងនៃការខូចខាតដោយសារការយឺតយ៉ាវ，កាប្រាក់សំណងការខូចខាតចំពោះការយឺតយ៉ាវ³⁴）を使っている判決書は見当たらなかった。

これは，利息と遅延損害金及び次に述べる慰謝料請求との関係並びにそれぞれの概念について，正しい理解が行われていないことに原因があると思われる³⁵。

また，利息，遅延損害金については，民法，民法の適用に関する法律及び 2011 年の制限利率に関する司法省令が，制限利率を定めている。それによると，利息は年 18%（同省令 1 条），遅延損害金は年 27% となる（同省令 2 条）。⑨事件は，原告は，もともと月 10%（年 120%）の利息を請求していた事件であるが，裁判所は，制限利息を適用して，年 18% に変更している³⁶。

ウ 慰謝料請求に関する問題

次に，カンボジアの貸金返還請求事件で多く見受けられるのが，元本，利息，遅延

³¹ 原文では“បង្គាប់ឱ្យសហចុងចម្លើយ Y1 និង Y2 បង់ការប្រាក់ចំនួន៥ (ប្រាំ) ភាគរយក្នុងមួយឆ្នាំលើប្រាក់ចំនួន៥០០០០០ (ប្រាំសែន) ដុល្លារអាមេរិក គិតចាប់ថ្ងៃទី០៤ ខែតុលា ឆ្នាំ២០១១ រហូតដល់ថ្ងៃសង្កេតប្រាក់ចំនួន ទៅឱ្យដើមចោទ។”（被告らの名前を Y1，Y2 とした）と記載されている。

³² ⑨及び⑩事件も同様である。

³³ ⑩事件も「罰金」（ប្រាក់ពិន័យ）という名目で年 20% の支払いを認めているものの，同事件では「利息」（កាប្រាក់）名目で遅延損害金相当分も認められており，この「罰金」（ប្រាក់ពិន័យ）の位置付けは明らかではない。

³⁴ 「遅延損害金」について，民法 556 条は“ប្រាក់សំណងនៃការខូចខាតដោយសារការយឺតយ៉ាវ”を使用し，民法の適用に関する法律 17 条 6 項は“កាប្រាក់សំណងការខូចខាតចំពោះការយឺតយ៉ាវ”を使用している。

³⁵ 2011 年報告書（9 頁）も同様の問題を指摘している。

³⁶ ただし，⑨事件の判決書は，制限利率の根拠法令について，制限利率に関する司法省令ではなく，2009 年の「貸付利率の決定に関する国家銀行令」を指摘しており，この点は誤りだと考える。

損害金に加えて慰謝料を請求し、かつ、裁判所が特段の理由を示さず利息、遅延損害金に加えて慰謝料を認めている事案である(⑨、⑪、⑫及び⑭事件³⁷)。そのうち、⑨事件は、貸主が一般人の場合であるが、⑪、⑫及び⑭事件は、銀行やマイクロファイナンスなどの会社が貸主である。なお、⑩事件は、貸主である原告(銀行)が、被告(一般人)に対し、元本、利息、遅延損害金、罰金とともに慰謝料(ឥដ្ឋិចិត្ត)も請求した事件であるが、裁判所は、欠席判決で慰謝料請求の部分は棄却した。

この点については、民法適用前の判決書の調査においても、「第2項で支払済みまでの利息請求を認容しているが、第3項で元本の支払済みまでの遅延損害金、また、履行遅滞に対する慰謝料をそれに付加して認めている」判決の紹介があり³⁸、利息、遅延損害金に加えて慰謝料を請求することは、民法適用以前から行われていたようである。そして、民法400条2項が、わざわざ「裁判所は、債権者の請求に基づき、精神的な損害についても賠償を命じることができる」と規定していることを理由に、貸主は、借主に対し、元本、利息及び遅延損害金に加えて精神的損害を当然に請求することができる」と主張する法律家も存在する³⁹。

しかし、銀行やマイクロファイナンスと一般人との間の貸金契約の債務不履行において、銀行等に精神的損害が発生するとは考えにくい。やはり、原則として、慰謝料は、生命、身体等の人格的利益の侵害が生じる場合にのみ認められ、財産損害については財産的損害が回復されれば精神的苦痛も償われるため、慰謝料は認められないと考えるべきである⁴⁰。

エ 民事実体法の理解が不十分

それとともに、民事実体法を正しく理解していないことも問題である。例えば、⑭事件は、銀行(貸主)の会社(借主)に対する貸金返還請求事件であるが、連帯保証又は連帯債務などを認めることなく、会社の代表者及び関係者に対して、貸金の返還及び慰謝料請求を認めている。現時点においても、民事実体法の正しい理解を普及する必要性は高い。

³⁷ ⑨事件は「慰謝料」(សំណងការខូចផ្លូវចិត្ត)，⑪事件は「時間の損害及び弁護士費用」(ការខូចខាតពេលវេលានិងសេវាមេធាវី)，⑫事件は「慰謝料及び時間の損害」(ប្រាក់ផ្លូវចិត្តនិងការខូចខាតពេលវេលា)，⑭事件は「慰謝料」(សំណងផ្លូវចិត្ត) という用語を使っている。

³⁸ 2011年報告書(9頁)。

³⁹ 現時点では、銀行が債務者に対して貸金返還請求を行う場合は、元本、利息及び遅延損害金に加えて慰謝料も請求するのが銀行及びマイクロファイナンスの実務となっている。

⁴⁰ 平野裕之『債権総論(プラクティスシリーズ)』(信山社、2005年3月20日)259頁。

	貸主・借主	元本	利息	遅延損害金	慰謝料	その他
⑨	一般人・一般人	300万リエル (750ドル)	利息：月10%→年18%（支払済まで）		慰謝料：50万リエル (125ドル)	
⑩	銀行・一般人	41万5229.1ドル	利息：年12%（2015年8月～11月，利息相当分）， 年24%（2015年11月～支払済まで，遅延損害金相当分）		慰謝料：5万ドル→棄却	罰金：年20%
⑪	銀行・一般人	19万9455.98ドル	利息：4万 4557.96ドル	罰金：9万64.83ドル，年24%（2015 年6月30日～支払済まで）	時間の損害及び弁護士 費用：2万5000ドル	その他手数料： 479.36ドル
⑫	銀行・一般人	28万ドル	利息：年5%（支払済まで）		慰謝料及び時間の損 害：1万ドル	
⑬	一般人・一般人	640万リエル (1600ドル)	利息：5%→ 放棄	なし	200万リエル（500ド ル）→放棄	
⑭	銀行・一般人	1400万ドル	利息：126万 2509.84ドル	期限を過ぎた借金の利息：年11.25% （支払済まで）	慰謝料：5万ドル	

表2：貸金返還請求事件まとめ

(つづく)